

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて (★)

「大阪府食品ロス削減推進計画」の進捗・検証を行い、食品ロス削減対策を継続的に実施すること。

また、外食産業をはじめ食品関連事業者積極的に働きかけ、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大すること。

府民に対しては、外食時の「3010 運動」など「食べきり」「持ち帰り」を基本とする啓発活動や環境整備を進め、大阪府の取り組み内容を示すこと。

また、産・学の取り組みによる、廃棄される農作物・特産品の有効活用策も検討すること。

(回答)

食品関連事業者、消費者、学識経験者、行政等で構成する食品ロス削減ネットワーク懇話会により、各立場から意見交換を行い、「大阪府食品ロス削減推進計画」の進捗管理や流通各段階の施策を具現化する取り組みを展開しています。

さらに、令和6年度は、本計画の見直しに向けた準備を行うため、これまで実施してきた取組の検証をはじめ、府の食品ロス量及び府民意識の調査を行っており、令和7年度には本計画の改定を行う予定です。

「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」への参画促進に向けては、パートナーシップ事業者の取組について、府のホームページや事業者向けセミナー等で紹介しています。加えて、食品ロス削減の取組に関心のある事業者・業界団体に対し、本制度を個別に説明し、働きかけを行っています。こうした取組により、令和6年度は、新たに8事業者が参画し、外食産業・小売業をはじめ、規格外の食品を加工・販売する事業者や大学等、54事業者（令和7年1月現在）が参画しています。今後も事業者に働きかけ、パートナーシップ制度による、事業者と連携した取組を進めていきます。

外食時の「食べきり」「持ち帰り」については、ホームページ掲載等で「3010 運動」「持ち帰り」の周知など府民に対する啓発活動を進めており、10月の食品ロス削減月間には、事業者や市町村との連携によりキャンペーンを実施しています。令和6年度は、府の開催する屋外イベントでの食べきり啓発を実施したほか、ショッピングセンターのフードコートでの食べきり啓発を予定するなど、飲食店・消費者双方がスムーズに「食べきり」「持ち帰り」を進められる環境づくりに取り組んでいます。

未利用食品の有効活用については、これまで事業者向けセミナーの開催や、事業者と連携した未利用食品に係る商品化の支援などを実施してまいりました。引き続き、未利用食品の加工・販売を促進するパートナーシップ事業者等と連携し、取組みを進めてまいります。

(回答部局課名)

環境農林水産部 流通対策室 ブランド戦略推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

食品ロス削減・生活困窮者支援に資するフードバンクへの具体的な支援を行っていくこと。また、フードバンク活動団体が抱える課題（運営費・人手・設備等）解決に向け相談窓口や活動関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

「フードバンクガイドライン」を地域で活用し、住む場所での取り組みの濃淡のないよう市町村と連携をはかること。

(回答)

未利用食品を有効活用するフードバンク活動は、食品ロス削減の有効な取組のひとつとして認識しています。食品ロス削減ワーキングチームにおいても、食品ロス削減の推進のため福祉部局も含めた庁内関係部局と連携を図っているところです。また、国の補助事業等について情報提供し、フードバンク団体の活動をサポートしています。

府は、大阪府版「フードバンクガイドライン」の周知や、事業者や市町村を対象としたセミナーやホームページでの事例紹介により、フードバンク活動への認知と理解を深め、安全で透明性・信頼性の高い「フードバンク活動」が展開されるよう、支援に努めております。

また、希望する食品事業者にフードバンク活動団体を紹介する等、未利用食品の有効活用の取組拡大を進めています。

市町村に対しても、担当者会議等で事例共有や補助事業の紹介、ガイドラインの活用を促し、市町村にフードバンク活動の理解と協力を求めているところです。

現在、国において、食品寄附関係者向けのガイドラインを策定中であり、府は、当該ガイドラインの内容も踏まえながら、引き続き、関係部局・市町村・事業者とも連携して、食品ロス削減に繋がるフードバンク活動が広がるよう、取り組んでまいります。

(回答部局課名)

環境農林水産部 流通対策室 ブランド戦略推進課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(3)消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）

一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。あわせて、民間及び公務におけるカスタマーハラスメントの防止条例の制定に向け審議会等の環境整備をすること。条例策定においては労働組合・労働団体の参画と役割について言及すること。

消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(回答)

※上記要望のうち下線部について、大阪府の職員に対する府民からのカスタマーハラスメント（行き過ぎた苦情）への取組について回答

本府におきましては、いわゆるカスタマーハラスメントに当たるような、府民からのひどい暴言や著しく不当な要求といった迷惑行為から、職員の心身の健康や就業環境を確保するため、必要な取組を行っていくことが重要であると認識しています。

こういった行為に対して毅然とした対応を取るため、個人ではなく組織として対応することとしており、関係部局で速やかに情報共有をするとともに、所轄警察署への相談のほか、大阪弁護士会の民暴委員会所属弁護士への相談を実施するなど、様々な対応を行っているところです。

(回答部局課名)

総務部 法務課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(3)消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）

一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。あわせて、民間及び公務におけるカスタマーハラスメントの防止条例の制定に向け審議会等の環境整備をすること。条例策定においては労働組合・労働団体の参画と役割について言及すること。

消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(回答)

本府消費者行政では、消費者基本法等に基づき、事業者に比べ、不利な立場に置かれている消費者の利益の擁護・増進を図るため、消費者被害の防止と自立支援に向けた消費者教育に取り組んでおります。

近年、いわゆるカスタマーハラスメントが社会問題となっていることを踏まえ、消費者庁がまとめた資料を活用するとともに、消費者が意見を伝える際のポイントをまとめたチラシや動画を作成し、消費者教育や啓発を行っております。

今後とも、適正な消費者の声を抑制することのないよう配慮しつつ、引き続き、適切な消費者行動について、様々な機会を通じ、消費者への教育や啓発等の取組を進めてまいります。

(回答部局課名)

府民文化部 消費生活センター

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(3)消費者教育の展開について（カスタマーハラスメント対策）

一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。あわせて、民間及び公務におけるカスタマーハラスメントの防止条例の制定に向け審議会等の環境整備をすること。条例策定においては労働組合・労働団体の参画と役割について言及すること。

消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(回答)

「改正労働施策総合推進法」において、企業の事業主に、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置が義務付けられています。

また、同法に基づくいわゆる「パワハラ防止指針」において、事業主は顧客等からの著しい迷惑行為（暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等）により、その雇用する労働者が就業環境を害されないよう相談対応体制や被害者への配慮のための取組、ハラスメント等防止のための取組を行うことが望ましいとされています。

大阪府労働相談センターでは、労使双方からの労働相談や、ハラスメントを含む労働問題に関する研修に無料で講師を派遣する「きまえ研修」などにおいて、「パワハラ防止指針」の周知・啓発に取り組んでいるところです。

なお、令和6年度においては、事業主等を対象にカスタマーハラスメント対策に関する啓発セミナーを実施しました。

条例制定については、現在、国において立法化の検討が進められており、その動向を注視するとともに、法整備を契機に府内企業がカスタマーハラスメント対策にさらに取組んでいただけるよう活動してまいります。

引き続き、国と連携し、事業主等に対し、セミナーの実施や労働相談センターが作成している「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」の配布等により、法及び指針の周知・啓発等に努めてまいります。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(4)消費者教育の展開について(若年層対策・公共交通対策)

成人年齢引き下げやICT普及に伴い、若年層の消費者トラブル防止について学校教育現場での啓発活動や支援の拡充に加え、家庭でも消費者教育を学べる教材作成などの対策を講じること。

また、公共交通機関でのトラブル防止、働く者の安心・安全の確保のため、利用者のマナー・モラル向上に対する理解促進を図り「公共交通の安全安心な利用」につながる啓発活動の強化等の対策を講じること。

駅構内や車内巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策(防犯カメラの設置や警備員の配置等)への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

(回答)

府では、生徒・児童・保護者、教職員等を対象に、実務経験者などの外部講師を派遣する消費者教育講師派遣事業を実施しています。また、小学5年生、中学2年生、高校2年生を対象とし、各世代に多い消費者トラブルを取り上げたリーフレットを毎年度作成し、府内全校に配付しています。小学生向けのリーフレットでは、「ゲーム課金」等を取り上げ、保護者に向けた内容も掲載することで、家庭でも学べる教材としています。加えて、成年年齢引下げを見据えて平成28年度に作成した高校生向け消費者教育教材「めざそう！消費者市民」の活用を促進していますが、令和4年度からは支援学校(高等部)向け消費者教育教材を作成・配付するなど、学校等における消費者教育の支援を行っています。

さらに、令和2年度から令和4年度までに作成した、人気のお笑い芸人が若者に多い悪質商法などの消費者トラブルについてコントで演じ、わかりやすく解説した動画をSNS広告等で配信し広く周知するとともに、府ホームページ、X(旧ツイッター)、メールマガジンなどでも若者が陥りやすい消費者トラブルとその対処法、市町村の相談窓口等について夏休み若者向けとして周知を行うことにより、家庭等でも消費者教育を学ぶ機会となるよう努めています。

加えて、近年、いわゆるカスタマーハラスメントが社会問題となっていることを踏まえ、消費者庁がまとめた資料を活用するとともに、消費者が意見を伝える際のポイントをまとめたチラシや動画を作成し、消費者教育や啓発を行っております。

今後とも、適正な消費者の声を抑制することのないよう配慮しつつ、引き続き、適切な消費者行動について、様々な機会を通じ、消費者への教育や啓発等の取組を進めてまいります。

(回答部局課名)

府民文化部 消費生活センター

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(4)消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）

成人年齢引き下げやＩＣＴ普及に伴い、若年層の消費者トラブル防止について学校教育現場での啓発活動や支援の拡充に加え、家庭でも消費者教育を学べる教材作成などの対策を講じること。

また、公共交通機関でのトラブル防止、働く者の安心・安全の確保のため、利用者のマナー・モラル向上に対する理解促進を図り「公共交通の安全安心な利用」につながる啓発活動の強化等の対策を講じること。

駅構内や車内巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

(回答)

府立高等学校においては、これまでから、教科「家庭」において、消費者被害の未然防止に関する内容等を学習してきたところですが、成年年齢の引下げを踏まえ、消費者教育における契約の重要性や消費者保護の仕組みについて、より一層充実させて学習しているところです。

また、「総合的な探究の時間」や「特別活動」等において、大阪府消費生活センターや行政書士会等の専門家を外部講師として招き、インターネットでの契約トラブルなど、近年多発している事例を取り上げ、その未然防止や被害にあった際の対処方法等について学習している学校もあります。

加えて、家庭での消費者教育に資する教材としては、大阪府消費生活センター作成の契約にあたっての留意点やクーリングオフ制度等を分かりやすくまとめた啓発資料や動画などを掲載しているホームページを案内しております。

今後も、関係機関等と連携しながら、消費者教育の充実に努めてまいります。

【高等学校課】

小学校では、家庭科で、買物の仕組みや消費者の役割、物や金銭の大切さと計画的な使い方、売買契約の基礎等について、中学校では、技術・家庭科で、消費者の基本的な権利と責任、計画的な金銭管理の必要性、売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応等について学習しております。

府教育庁からは、これらの学びを深めるために、大阪府消費生活センターや金融広報委員会等が実施する、消費者教育に関する専門家を講師として派遣する事業や、銀行や証券会社等の職員による出前授業等について、市町村教育委員会を通じて周知しております。消費者教育や金融教育に取り組む際、これらの事業等を活用し、専門家を外部講師として招聘し、インターネットでの契約トラブル等、若年者に多い消費者トラブルの相談事例や対処法等について専門家から直接指導を受けるなどして学習している学校もあります。

家庭での消費者教育に資する教材としては、大阪府消費生活センターが作成し、中学校2年生、小学校5年生を対象に配付する児童生徒向け啓発リーフレットについて、市町村教育委員会を通じて周知しております。このリーフレットは、オンラインゲーム課金やインターネット通販等、スマートフォン等利用の低年齢化に伴う消費者被害の未然防止、拡大防止を目的としており、イラストやクイズを用いて分かりやすく紹介されております。

今後も、関係機関等と連携しながら、消費者教育の充実に努めてまいります。

【小中学校課】

(回答部局課名)

教育庁 教育振興室 高等学校課

教育庁 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(4)消費者教育の展開について（若年層対策・公共交通対策）

成人年齢引き下げやＩＣＴ普及に伴い、若年層の消費者トラブル防止について学校教育現場での啓発活動や支援の拡充に加え、家庭でも消費者教育を学べる教材作成などの対策を講じること。

また、公共交通機関でのトラブル防止、働く者の安心・安全の確保のため、利用者のマナー・モラル向上に対する理解促進を図り「公共交通の安全安心な利用」につながる啓発活動の強化等の対策を講じること。

駅構内や車内巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

(回答) 下線部について回答

大阪府警察では、府民が安心して暮らせる「安全なまち大阪」を確立するための警察活動を推進しており、駅構内の警ら活動や列車内の警戒活動等鉄道施設において犯罪の予防及び検挙活動を行っています。

また、昨年１２月には「列車内安全活動強化期間～暴力行為等追放～」として、各鉄道事業者等と協働した取組（合同警戒、防犯意識の向上等）をおこないました。

今後も、鉄道施設における安全対策の強化に努めるとともに、防犯環境の整備（新規・増設）の働きかけを行ってまいります。

(回答部局課名)

大阪府警察本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(5) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。

高齢者に向けては、従来型のチラシ・ポスターやテレビCMでの周知についても充実させること。

(回答)

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり推進会議」（会長：知事）の取組重点に「特殊詐欺の被害防止」を設定しており、平成 30 年度から更なる特殊詐欺対策を推進するため、府警察や大阪市・堺市のほか、特殊詐欺対策に専門的知見等を有する金融機関やコンビニエンスストアなどの民間企業等で構成する「特殊詐欺対策検討部会」（11 団体で構成）を設置し、多発している特殊詐欺の対策に取り組み、令和 6 年度も継続しています。

また、更なる対策を強化するため、大阪府安全なまちづくり条例の改正の検討を行い、府民の方々が被害者とならないよう、金融機関、事業者と連携した施策を検討しているところです。

検討を行っている改正条例は、65 歳以上の高齢者は携帯電話で通話しながら A T M を操作することを禁止する等の 5 本の柱で構成されており、金融機関、事業者、府民の協力も得ながら拡大する特殊詐欺への対策を進めていきたいと考えています。

この他、犯人は高齢者宅の固定電話に架電してくることが多いことから、犯人からの電話を自動で遮断する対策機器の普及・促進を図ることが有効と考え、平成 29 年度から市町村に対して実施している特殊詐欺対策機器の補助事業を継続して行う予定です。

また、本年の新たな対策として、65 歳以上の高齢者に対して、YouTube 広告でのターゲティング広告を行ったところ、約 307 万回配信、150 万アカウントに視聴され、多くの高齢者に広報が実施できたことから、令和 7 年度も継続して実施していきたいと考えています。

今後も、一人でも多く、特殊詐欺被害に遭う方を減らすことができるよう、引き続き、警察や市町村、民間企業等と連携して取組を推進していきます。

(回答部局課名)

危機管理室 治安対策課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(5)特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。

高齢者に向けては、従来型のチラシ・ポスターやテレビCMでの周知についても充実させること。

(回答)

特殊詐欺の被害防止対策としましては、安まちアプリや各種SNS、自治体の広報誌等のあらゆる広報媒体を活用し、最近の被害状況や具体的な犯行の手口、その予防策等、発生実態に即した分かりやすくタイムリーな情報発信に努めているほか、防犯機能付電話機の普及促進や、国際電話の利用休止申込みの促進等を行っております。

SNS等の利用頻度が少ない高齢者等にも情報が届くよう、引き続き従来型のチラシ・ポスターを作成し、商業施設や公共交通機関等への提示、キャンペーン等を通じたチラシ配布等、被害を防止するための取組を推進してまいります。

(回答部局課名)

大阪府警察本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(6)「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

「グリーン成長戦略」の14重要分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元事業所における取り組みの進捗状況、今後の推進計画などに関して広く共有し、規制見直しなどを含めて必要な支援を強化していくこと。

(回答)

産・学・官のプラットフォームである「H2Osaka ビジョン推進会議」を大阪市・堺市と共同で運営し、事業者間の交流やプロジェクトに係るアイデア創出を図るなど水素の利活用拡大に向けて取り組んでいます。引き続き、このプラットフォームを活用し、グリーンビジネスの促進に向けて、産業界との連携を図っていきます。

また、水素等の次世代エネルギーのサプライチェーンを構築するため、海外に比べ厳しい規制体系の見直しを国に働きかけています。

(回答部局課名)

商工労働部 成長産業振興室 産業創造課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(6)「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向け、「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」未表明の市町村に対し、さらに表明が進むよう働きかけること。市町村と連携し、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の主な取組の進捗や支援内容を周知し、住民・事業者の意識と行動の変容を促すこと。「グリーン成長戦略」の 14 重要分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有し、規制見直しなどを含めて支援を強化していくこと。

(回答) (※下線部について回答)

「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」については、府内市町村との意見交換の場であるスマートエネルギー協議会等を活用し、ゼロカーボンシティの表明を積極的に働き掛けているところです。

需要側の行動を促す取組については、2021 年 3 月に策定した大阪府地球温暖化対策実行計画において、府民等のあらゆる主体の意識改革・行動喚起を今後推進すべき重要な取組として位置づけており、持続可能性に配慮した消費の拡大や住宅の省エネを促進するための取組などを推進していきます。

また、市町村とも連携して、府民等の意識改革・行動喚起の取組や、セミナー等を通じた事業者への省エネ・再エネに関する普及啓発など、実行計画に掲げた取組を広く周知し、着実に推進していきます。

実行計画の進捗状況については、毎年度、大阪府環境審議会気候変動対策部会で点検・評価を受けた結果を公表しており、その中では、府民向けの太陽光発電設備・蓄電池共同購入支援事業や中小事業者向けの補助制度を一例とした計画に掲げる取組の実施状況及び今後の方向性をとりまとめて報告しております。

(回答部局課名)

環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(7)再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進のため、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図ること。

再生可能エネルギーの効率的な利用のため、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

(回答)

府では、「エネルギー産業創出促進事業補助金」を通じて、蓄電池をはじめ、水素・燃料電池や再生可能エネルギー等に関して、新たな製品やサービスの創出などの事業化の促進に向けた研究開発などを支援しています。

(回答部局課名)

商工労働部 成長産業振興室 産業創造課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(7)再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進のため、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図ること。

再生可能エネルギーの効率的な利用のため、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

(回答) (※下線部について回答)

事業者における再生可能エネルギーの導入については、太陽光などの発電設備を設置すること、使用している電力を再生可能エネルギー由来の電力に切替えることの、主に2つの手法があります。

太陽光などの発電設備の設置促進にあつては、大阪市と共同で設置する「おおさかスマートエネルギーセンター」において、事業者からの相談にワンストップで対応するとともに、国の補助金の情報提供や事業者向けのセミナー等を実施しています。また、令和5年度から中小事業者の太陽光発電設備の導入に対して補助を行う「中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援事業」を実施しています。

再エネ電力への切替え促進にあつては、府内の需要家の掘り起こしを行い、全国の再エネ発電事業者とのマッチングを促進する「再エネ電力調達マッチング事業」を通じて、これまでに38施設で再エネ電力の調達を実現しています。当事業では、府ホームページで参画事業者を紹介し、脱炭素化の取組を応援する認定証を交付するなど、再エネ電力を導入した中小事業者等の取組を支援しています。

引き続き、再生可能エネルギーの導入促進に向け、効果的な支援策を検討していきます。

(回答部局課名)

環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。